

現議連案 / 橋本試案 / 民主党案の比較

	自然エネルギー発電促進法案要綱（現議連案）	自然エネルギー供給促進法案（橋本試案）	自然エネルギー発電促進法案（民主党案）
目的	<p>第一（目的） この法律は、自然エネルギー発電を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もって環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することに資することを目的とする。</p>	<p>第一条（目的） この法律は、自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずることにより、枯渇しないエネルギー資源の有効な利用及び温室効果ガスの排出の抑制による地球温暖化の防止を図り、もってエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及び環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することに資することを目的とする。</p>	<p>第一条（目的） 【議連案に同じ】</p>
定義	<p>第二（定義等） 一 「自然エネルギー発電」とは、次に掲げる発電をいう。 1. 太陽光発電、2. 風力発電、3. 小水力発電、4. バイオマス発電、5. ...自然現象又は生物体由来する枯渇しないエネルギー資源を利用する発電であってその促進を図ることが前条の目的に照らし特に必要なものとして政令で定めるもの 二 経済産業大臣は、一の3又は5の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、環境大臣に協議するとともに、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第二条（定義等） 「自然エネルギー供給」とは、自然エネルギー生産による電気又は熱の供給をいう。 2. 「自然エネルギー生産」：次に掲げる発電又は熱利用 一 太陽光発電、二 風力発電、三 水力発電（政令で定める出力以上の発電設備によるものを除く）、四 地熱発電、五 バイオマス発電、六 廃棄物発電、七 太陽熱利用、八 地熱利用、九 ...水を熱源とする熱利用、十 バイオマスを燃料とする熱利用、十一 廃棄物熱利用、十二 ...自然現象又は生物体由来する枯渇しないエネルギー資源を利用する発電又は熱利用であって... 3. 「エネルギー供給事業者」とは...（略） 4. 「自然エネルギー生産者」とは...（略）</p>	<p>第二（定義等） 一 「自然エネルギー発電」とは、次に掲げる発電をいう。 一 太陽光発電、二 風力発電、三 小水力発電、四 地熱発電、五 バイオマス発電、六 ...自然現象又は生物体由来する枯渇しないエネルギー資源を利用する発電であって... 2. 経済産業大臣は、前項三号又は六号の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、総合資源エネルギー調査会（以下「調査会」）の意見を聴かなければならない。 3. 「電気事業者」とは...（略）</p>
国の責務	<p>第三（国の責務） 一 国は、自然エネルギー発電を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずよう努めなければならない。 二 国は、自然エネルギー発電に係る安定供給、効率化、費用の低減等のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。 三 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネ</p>	<p>第四条（国の責務） 国は、自然エネルギー供給を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずよう努めなければならない。 2. 国は、自然エネルギー供給安定化、自然エネルギー生産の効率化及び費用の低減のための研究開発の実施及びその成果の普及に努めなければならない。 3. 国は、教育活動、広報活動等を通じて、自然エネ</p>	<p>第三条（国の責務） 1. ~ 3. 項【議連案に同じ】</p>

	ルギー発電の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。	ルギー供給の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。 4.国は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなくてはならない。 5.国際的な連携の確保、技術協力の推進その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなくてはならない。	4.国は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー発電のための設備を設置する等自然エネルギー発電を促進するための措置を講ずるよう努めなくてはならない。
地方公共団体の責務	第四（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた自然エネルギー発電の促進のための施策を推進するよう努めなければならない。	第五条（地方公共団体の責務） ...自然エネルギー供給の促進のための... 2.地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなくてはならない。	第四条（地方公共団体の責務） 【議連案に同じ】 2.地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、その建築物に自然エネルギー生産のための設備を設置する等自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなくてはならない。
（その他の責務）	第五（一般電気事業者の責務） 一般電気事業者は、自ら自然エネルギー発電を行い、又は自然エネルギー発電による電気を買取ることその他自然エネルギー発電による電気の供給促進する措置を講ずるよう努めなければならない。	第六条（自然エネルギー生産者の責務） 自然エネルギー生産者は、自然エネルギー生産の安定化及び効率化を図ることにより、自然エネルギーの供給の促進に資するよう努めなければならない。  第七条（エネルギー供給事業者の責務） エネルギー供給事業者は、自然エネルギー供給を行い、及び自然エネルギー供給を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。  第八条（エネルギー使用者の責務） エネルギーを使用する者は、自然エネルギー供給の促進について理解を深めるよう努めるとともに、自然エネルギー生産による電気又は熱を使用するよう努めなければならない。	第五条（電気事業者の責務） 電気事業者は、自ら自然エネルギー発電を行い、及び自然エネルギー発電による電気の供給を促進する措置を講ずるよう努めなければならない。（要検討）  第六条（自然エネルギー発電事業者の責務） 自然エネルギー発電の事業を行う者は、自然エネルギー発電の安定化及び効率化を図るため、自ら技術的な開発等を行うことにより、自然エネルギー発電の促進に資するよう努めなければならない。（要検討） 2.自然エネルギー発電の事業を行う者は、自然エネルギー発電による電気を長期的かつ安定的に供給するよう努めなければならない。  第七条（電力消費者の責務） 電力を消費する者は、自然エネルギー発電の促進について理解を深めるよう努めるとともに、自然エネルギー発電による電気を使用するよう努めなければならない。（要検討）
年次報告	第六（年次報告） 一 政府は、毎年、国会に、自然エネルギー発電の状況及び政府が自然エネルギー発電の促進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。 二 政府は、毎年、前項の報告に係る自然エネルギー	（なし）	第八条（年次報告） 【議連案に同じ】

	発電の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。		
供給目標	<p>第七（国の供給目標）</p> <p>一 経済産業大臣は、自然エネルギー発電の促進の見地から、自然エネルギー発電による電気の供給目標を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>二 供給目標は、自然エネルギー発電の種類ごとの電気の供給量の目標、自然エネルギー発電による電気の供給量が電気の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、地球温暖化対策に関する基本方針、自然エネルギー発電に係わる技術水準その他の事情を勘案して定める。</p> <p>三 経済産業大臣は、供給目標を定めるときは、環境大臣に協議するとともに、自然エネルギー発電審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>四 政府は、三により決定された供給目標を、国会に提出して、その承認を受けなくてはならない。</p>	<p>第三条（供給目標）</p> <p>政府は、自然エネルギー供給の促進の見地から、自然エネルギー供給の目標を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2. 供給目標は、自然エネルギー生産の種類ごとの電気又は熱の供給量の目標、自然エネルギー供給の量が電気又熱の総供給量に占める割合の目標その他自然エネルギー供給に関する事項について、経済全般の動向、地球温暖化対策の推進に関する法律第七条第一項の地球温暖化対策に関する基本方針、自然エネルギー生産に係わる技術水準その他の事情を勘案して定める。</p> <p>3 経済産業大臣は、供給目標の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4. 経済産業大臣は、供給目標の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、経済財政諮問会議に意見を聴くとともに、自然エネルギー生産者及びエネルギー供給事業者の意見を代表すると認められる者並びに学識経験のある者の意見を聴かなくてはならない。</p> <p>5. 政府は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改訂するものとする。</p> <p>6. 第一項から第四項までの規定は、前項の貴Kていによる供給目標の改訂について準用する。</p>	<p>第九条（国の供給目標）</p> <p>経済産業大臣は、自然エネルギー発電の促進の見地から、自然エネルギー発電による電気の潜在的な供給量について十分な調査を実施した上で、自然エネルギー発電による電気の供給目標を定め、これを公表しなければならない。（要検討）</p> <p>2.【議連案に同じ】</p> <p>3. 経済産業大臣は、供給目標を定めるときは、調査会の意見を聴いて、閣議の決定を経なければならない。</p> <p>4.【議連案に同じ】</p> <p>5. 政府は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、も供給目標を改訂するものとする。</p> <p>6. 第一項から第四項までの規定は、前項の貴Kていによる供給目標の改訂について準用する。</p>
認定	<p>第八（自然エネルギー発電の認定）</p> <p>一 自然エネルギー発電の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に認定を申請しなければならない。</p> <p>二 経済産業大臣は、認定の申請に係わる発電が政令で定める基準に適合するときは、当該発電が自然エネルギー発電である旨、認定しなければならない。</p> <p>三 経済産業大臣は、認定を受けた発電が基準に適合しなくなったとき、その他不正の手段により認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>四 経済産業大臣は、二の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第九条（自然エネルギー生産の認定）</p> <p>自然エネルギー生産者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請して、その自然エネルギー生産が自然エネルギー生産として政令で定める基準に適合する旨、認定を受けることができる。</p> <p>2.【議連案の第三項に同じ】</p> <p>3. 前二項の規定によるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、経済産業省で定める。</p>	<p>第十条（自然エネルギー発電の認定）</p> <p>1～3.【議連案に同じ】</p> <p>4. 経済産業大臣は、第二項の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、調査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5. 第二項の認定については、前各項の規定によるほか、経済産業省令で定めるところによる。</p>

<p>自然エネルギー発電供給促進計画</p>	<p>第九（自然エネルギー発電供給促進計画）</p> <p>一 一般電気事業者は、供給目標を踏まえ、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、経当該年度開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>二 経済産業大臣は、供給目標に照らし計画の内容又はその実施が著しく不適切であると認めるときは、計画を作成した一般電気事業者に対し、その変更又は適切な実施に関し、勧告をすることができる。</p>	<p>第十条（自然エネルギー発電供給促進計画）</p> <p>電気供給事業者は、供給目標を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2. 電気供給事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、前年度における自然エネルギー発電供給計画の実施の状況を公表しなければならない。</p>	<p>第十一条（自然エネルギー発電供給促進計画）</p> <p>電気事業者は、供給目標を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の供給の促進についての計画を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2. 電気供給事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、前年度における計画の実施の状況を公表しなければならない。</p> <p>3. 経済産業大臣は、電気事業者に対し、計画の作成及び実施に関し、自然エネルギー発電を促進するため必要な指導及び助言をすることができる。</p>
<p>買取り約款</p>	<p>第十（買取り約款）</p> <p>一 一般電気事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、その電気の買取り条件について、買取り約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>二 一般電気事業者は、前項の買取り約款を定めるに当たっては、自然エネルギー発電の促進に資するよう配慮するものとする。</p> <p>三 経済産業大臣は、買取り約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その買取り約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>1. 買取りの料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。</p> <p>2. 一般電気事業者及び発電者の責任に関する事項並びに系統連系の費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>3. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>4. 発電者に不当に不利益となるおそれがないこと。</p> <p>四 一般電気事業者は、買取り約款をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかななければならない。</p> <p>五 経済産業大臣は、一般電気事業者が取り約款に定める買取り条件以外の条件で自然エネルギー発電による電気の買取りを行うことにより、発電者に不</p>	<p>第十一条（買取り約款）</p> <p>電気供給事業者は、自然エネルギー発電の種類ごとに、その電気の買取りに係わる料金、期間その他の買取り条件について、経済産業省令の定めるところにより、約款を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2. 電気供給事業者は、前項の買取り約款を定めるに当たっては、自然エネルギー発電の促進に資するよう配慮するものとする。</p>	<p>第十二条（電気の買取り）</p> <p>経済産業大臣は、毎年度、自然エネルギー発電の種類毎に電気の買取り量を定め、その範囲において入札を行い、電気を供給する発電者を決定する。</p> <p>2. 一般電気事業者は、前項の規定により決定された発電者から落札価格で、電気を買い取るものとする。（要検討）</p>

	当に不利益となるおそれがあると認めるときは、当該買取り約款に定める買取り条件によるべきことを命ずることができる。		
技術上の指針	<p>第十一（技術上の指針）</p> <p>一 経済産業大臣は、系統連係に関し、発電者及び一般電気事業者がよるべき技術上の指針を定めるものとする。</p> <p>二 指針は、自然エネルギー発電が円滑に促進されるよう十分配慮して定められなければならない。</p> <p>三 経済産業大臣は、指針を定めるときは、自然エネルギー発電審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>四 経済産業大臣は、指針を定めたときにはこれを公表しなければならない。</p>	<p>第十二条</p> <p>経済産業大臣は、系統連係に関し、自然エネルギー発電を行う者及び電気供給事業者がよるべき技術上指針を定め、これを公表しなければならない。これを改訂したときも、同様とする。</p> <p>2. 議連案に同じ。</p>	<p>第十三条</p> <p>経済産業大臣は、系統連係に関し、自然エネルギー発電を行う者及び一般電気事業者がよるべき技術上の指針を定め、これを公表しなければならない。</p> <p>2. 議連案に同じ</p> <p>3. 経済産業大臣は、指針を定めるときは、調査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4. 経済産業大臣は、自然エネルギー発電に係わる技術水準その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、指針を改訂しなければならない。</p> <p>5. 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指針の改訂について準用する。</p>
指導及び助言	(なし)	<p>第13条</p> <p>経済産業省は、自然エネルギー発電を促進するため必要があると認められるときは、自然エネルギー発電供給計画又は買取り約款の作成及び実施については電気供給事業者、系統連係に関する事項については自然エネルギー発電を行う者及び電気供給者に対し、指導及び助言を行うことができる。</p>	(なし)
当事者間の協議	<p>第十二（当事者間の協議）</p> <p>一 発電者は、系統連係に関し必要な措置及び費用負担について、一般電気事業者に協議を求めることができる。</p> <p>二 一般電気事業者は、協議に当たっては、自然エネルギー発電の促進を阻害することのないよう配慮する。</p>	(なし)	<p>第十四条（当事者間の協議）</p> <p>発電者及び一般電気事業者は、系統連係に関し必要な措置及び費用負担について協議を行う。</p> <p>2. (議連案に同じ)</p> <p>3. 一般電気事業者は、系統連係に当たって、発電者の設備が指針に適合しているかどうかを審査するものとする。</p> <p>4. 一般電気事業者は、前項の審査によって指針に適合していないと判断した場合には、発電者に対して改善を求めることができる。(要検討)</p>
調停	<p>第十三（調停）</p> <p>一 協議の当事者の双方または一方は、協議することができず、または協議が調わないときは、経済産業大臣に対し、調停を申請することができる。</p> <p>二 経済産業大臣は、調停の申請を相当と認めるときは、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電審議会」による調停に付するものとする。</p>	(なし)	(なし)

補助	<p>第十四（認定設備に対する補助） 国は、政令で定めるところにより、認定設備（系統連係に必要な設備を含む）を設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置に要する費用の二分の一以内を補助することができる。</p> <p>第十五（一般電気事業者に対する補助） 国は、一般事業者に対し、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の買取りによって負担することとなる費用について、予算の範囲内において、必要な補助を行うことができる。</p>	<p>第十四条（補助） 国は、第九条第一項の認定に係わる自然エネルギー生産であって、経済性の面における制約からその促進を図ることが特に必要であるものとして政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、当該自然エネルギー生産に係わる設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、当該設備の設置に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2. 国は、電気供給事業者に対し、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電による電気の買取りによって負担することとなる費用について、予算の範囲内において、必要な補助を行うことができる。</p>	<p>第十五条（設備設置の補助） 国は、政令で定めるところにより、自然エネルギー発電に係わる設備（系統連係に必要な設備を含む）を設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>2. 国は、政令で定めるところにより、一般電気事業者に対し、系統連係に伴う電力系統の増強のための設備の設置に要する費用を補助することができる。</p> <p>第十六条（電気の買取り補助） 国は、政令で定めるところにより、第十二条第二項の規定により電気を買い取る一般電気事業者に対し、当該自然エネルギー発電の種類及びその買取りの量に応じ、買取り価格と回避可能原価との差額を行うものとする。</p>
審議会	<p>第十六（自然エネルギー発電審議会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 経済産業省に、自然エネルギー発電審議会をおくものとする。</li> <li>二 審議会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。（略）</li> <li>三 審議会は、自然エネルギー発電を行う者を代表する委員、一般電気事業者を代表する委員及び自然エネルギーの促進に関し学識経験者を有する者である委員各5人をもって組織し、委員は非常勤とする。</li> <li>四 委員は、経済産業大臣が任命し、学識経験者委員の任命については、両議院の同意をお得なければならない。</li> <li>五 経済産業大臣は、学識経験者委員を任命するに当たっては、自然エネルギー発電の促進を目的とする市民活動を行う団体を代表する者であって適当なものが含まれるように努めなければならない。</li> </ol>	(なし)	(なし)
報告の徴収	<p>第十七（報告の徴収）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、発電者に対し、その自然エネルギー発電の状況について報告を求めすることができる。</li> <li>二 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般電気事業者に対し、その自然エネルギー発電による電気の供給の状況について報告を求めすることができる。</li> </ol>	<p>第十五条（報告の徴収） 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の認定を受けた自然エネルギー生産者に対し、その自然エネルギー生産の状況について報告を求めすることができる。</p> <p>2. 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、エネルギー供給事業者に対し、その自然エネルギー供給の状況について報告を求めすることができる。</p>	<p>第十七（報告の徴収） 【議連案に同じ】</p>

経過措置	(なし)	第16条(経過措置) この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合において、その命令で、その制定又は改廃に伴い必要と判断される範囲内において、所用の経過措置を定めることができる。	第十八条(経過措置) この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合において、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所用の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
罰則	第十八(罰則) 罰則について必要な規定を設ける。	(なし)	第十九条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 偽りその他不正手段により第十条第二項の認定を受けた者 二 第十七条第一項又は第二項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者  第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。
付則	第十九(付則) (略)	付則 (略)	付則 (略)